

安来市規則第26号

安来市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安来市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和8年安来市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(事前協議)

第3条 事業者は、条例第8条第1項の規定による協議を行おうとするときは、発電事業計画に係る事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 位置図
- (2) 事業区域図
- (3) 事業計画案に係る平面図
- (4) 事業区域内の土地の公図
- (5) 事業区域及び隣接する土地に係る土地所有者等の一覧表
- (6) 地域住民等の範囲が確認できる書類
- (7) 事業区域が禁止区域に該当しないことが確認できる書類
- (8) 関係法令の該当状況が確認できる書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(説明会の実施)

第4条 事業者は、条例第9条第4項の規定による届出をするときは、説明会開催報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 説明会で用いた資料又は配布した資料の写し
- (2) 説明会を実施した対象の範囲が確認できる書類
- (3) 説明会の実施状況が確認できる写真

- (4) 説明会に出席した者の名簿の写し
- (5) 説明会の議事録
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(同意の手続)

第5条 事業者は、条例第11条各号に規定する者から同意を得るときは、個人にあつては署名捺印により、法人等団体にあつては署名捺印又は記名押印により同意を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる同意を得られない理由のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 条例第11条各号に規定する者の所在が明らかでないとき。
- (2) 1筆の土地に複数の隣接土地所有者がいる場合、同意を得ている隣接土地所有者の持分割合の合計が過半に達しているものの、残りの隣接土地所有者から同意を得られないとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める理由があるとき。
(届出)

第6条 事業者は、条例第12条第1項の規定による届出をするときは、発電事業届出書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 事業計画書(様式第4号)
- (2) 位置図及び事業区域図
- (3) 現況平面図及び現況写真
- (4) 配置図(土地利用計画図)
- (5) 発電設備の構造図
- (6) 維持管理に関する計画書(様式第5号)
- (7) 撤去及び処分に関する計画書(様式第6号)
- (8) 事業区域内の土地に係る登記事項証明書、賃貸借契約書その他の土地の権利関係が分かる書類の写し
- (9) 説明会開催報告書(様式第2号)
- (10) 条例第11条に規定する同意を証する書類の写し
- (11) 事業区域が禁止区域に該当しないことが確認できる書類
- (12) 関係法令の該当状況が確認できる書類
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により届出書を受理したときは、その内容を確認し、発電事業届出書受理書（様式第7号）を交付する。

3 事業者は、条例第12条第2項の規定による変更の届出をするときは、発電事業変更届出書（様式第8号）に、第1項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（標識の設置）

第7条 事業者は、条例第13条に規定する標識には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）発電事業の名称

（2）事業区域の所在地及び面積

（3）発電設備の合計出力

（4）設置者、設計者、工事施工者並びに保守点検責任者の氏名及び住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名。以下同じ。）

（5）工事の着手予定日及び完了予定日

（6）標識の設置日

（工事着手の届出）

第8条 条例第14条の規定による届出は、発電設備設置工事着手届出書（様式第9号）によるものとする。

（工事完了等の届出）

第9条 事業者は、条例第15条の規定による届出をするときは、発電設備設置工事完了（中止）届出書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（1）工事の状況が分かる写真（施工前、施工中及び施工後）

（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（地位の承継）

第10条 事業者は、条例第17条の規定による届出をするときは、発電事業承継届出書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（1）説明会開催報告書（様式第2号）

（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（事業の廃止）

第11条 事業者は、条例第18条第1項の規定による届出をするときは、発電事業廃止完了届出書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- （1）発電設備の撤去及びそれに伴い発生した廃棄物等の適正な処理に関する事項が確認できる書類
- （2）発電設備の撤去の状況が確認できる写真
- （3）説明会開催報告書（様式第2号）
- （4）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（身分証明書）

第12条 条例第20条第2項の身分を示す証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（様式第13号）によるものとする。

（助言、指導及び勧告）

第13条 条例第21条第1項の規定による助言又は指導は、助言・指導通知書（様式第14号）によるものとする。

2 条例第21条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第15号）によるものとする。

（公表）

第14条 条例第22条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、弁明の機会の付与通知書（様式第16号）によるものとする。

2 事業者は、条例第22条第2項の規定により意見を述べようとするときは、公表に関する弁明書（様式第17号）を市長に届け出なければならない。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。